

**令和8年度鹿児島県四地区観光連絡協議会  
広域観光デジタルマップ作成活用事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領**

**1 業務名**

令和8年度鹿児島県四地区観光連絡協議会広域観光デジタルマップ作成活用事業業務委託契約

**2 業務の概要、業務の目的、業務期間、業務の内容**

別紙「仕様書」のとおり

**3 予算規模（契約上限額）**

4,600千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

**4 企画書の記載内容**

以下の項目について、別添の仕様書を満たす内容とし、項目順にできるだけ詳細に記載するものとする。

**(1) 基本的な考え方**

① 提案のコンセプト

**(2) 業務の内容**

① 広域観光デジタルマップ（以下「デジタルマップ」という。）の作成及び運用

ア デジタルマップの名称、構成及び機能

- ・ 初めて見た人が親しみやすく、どのようなマップか伝わりやすい名称を記載すること。
- ・ 構成が分かる表示画面のイメージやフローチャートを記載すること。
- ・ 検索機能、現在地表示、周遊ルート提示等の基本機能及び、利用者の利便性を高めるための工夫について記載すること。

イ 掲載内容

- ・ 鹿児島市、霧島市、南九州市、指宿市（以下「4市」という。）ごとに観光スポットをそれぞれ10ヶ所以上提案し、各市について分類（例：食、自然など）ごとに記載すること。
- ・ 上記の観光スポットを周遊するモデルコースについて、4市をめぐるモデルコースを1つ、2市をつなぐモデルコースを2つ提案し、各コースの名称、コンセプト、観光スポットを記載すること。

※ 提案にあたっては、鹿児島市、霧島市、指宿市、南九州市の観光に関するサイトや四地区ガイドマップ「かごしま四都旅」等を参考にすること。

※ 西郷隆盛関連の観光スポットは朱書き等で明記すること。

ウ 運用・更新機能

- ・ 4市の担当者による観光スポットの情報更新の方法並びにリアルタイム性を確保するための仕組みについて記載すること

エ 対応言語及びインバウンド利用者への配慮について記載すること。

② デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）の実施

ア 企画内容

- ・ 観光客による4市の周遊促進につながる企画意図を記載すること。

イ システム機能

- ・ 参加方法、ユーザー登録、スタンプ取得方法（GPS認証又はQRコード）等の機能及び操

作性に関する工夫について記載すること。

#### ウ 運営体制

- ・ 施設管理者との調整方法、問合せ及びトラブル対応を含む運営体制について記載すること。

#### エ 景品企画

- ・ スタンプ数等に応じた景品内容と数量、応募方法及び参加意欲を高める工夫について記載すること。

#### ③ 周知・広報

- ・ 各広報媒体のイメージ及び作成数量、スタンプスポット以外で配布できる場所や各広報媒体を活用した効果的な活用方法について記載すること。
- ・ マスメディアやWeb媒体を活用した広報の具体的内容について記載すること。

#### ④ 4市における西郷隆盛ゆかりの地等との連携や「西郷まちなか博覧会」との連動

- ・ 上記①～③の取り組みの中で、4市における西郷隆盛ゆかりの地等との連携や、鹿児島市が実施する「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト」の一環である「西郷まちなか博覧会」との連動が可能な内容について提案すること。

※「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト」及び「西郷まちなか博覧会」の内容については、別紙1「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト推進事業について」及び別紙2「西郷まちなか博覧会について」を参照すること。

#### ⑤ 事業の効果検証

- ・ デジタルマップやスタンプラリー、周知広報について効果検証を行うために使用するデータや調査方法、効果検証方法について記載すること。

### (3) 独自提案

事業の効果を高めるような独自の企画を提案すること。

### (4) 実施スケジュール

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### (5) 実施体制

- ・ 各従事者の役職・氏名・経歴など
- ・ 業務の一部を再委託する場合も詳細を明記

### (6) 費用見積

次の①～⑤に分けて記載し、それぞれ詳細に内訳を明示。合計金額は「3 予算規模（契約上限額）」の範囲内)

- ① デジタルマップ作成及び運用に係る費用
- ② スタンプラリー実施に係る費用
- ③ 周知・広報に係る費用
- ④ 事業の効果検証に係る費用
- ⑤ 消費税

## 5 企画書の留意事項

### (1) 形式

A4版、縦、横書き、カラー

- ・ 両面・片面の制限なし、ページ数は最大20ページまで（表紙を除く）
- ・ 書類はステープルや製本テープで留めず、クリップ留めで提出
- ・ 企画書の表紙に、宛名「鹿児島市長」、タイトル「令和8年度鹿児島県四地区観光連絡協議会広域観光デジタルマップ作成活用事業業務企画書」、提出年月日を記載

(2) 企画案数

提出業者1者につき1案

(3) 提出部数

正本1部、副本6部

※ 副本には、企業名、所在地、社章、写真、画像等の企業名が分かるものは記載しない。

(4) 提出期限

令和8年6月17日（水）午後4時30分まで（必着）

(5) 提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市観光戦略推進課推進係（みなと大通り別館3階）

電話 099-216-1344

電子メールアドレス kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

(6) 提出方法

直接持参又は郵送（電子メール及びファックスによる申込みは、受け付けないものとする。）

※ 土・日曜日を除く午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(7) その他

企画書の提出に要する一切の費用は提案者の負担とする。提出された書類等は原則として返却しない。

6 企画書の選定

- (1) 企画書提出後、協議会が設置する鹿児島県四地区観光連絡協議会業者選定委員会（以下「選定委員会とする」）で選定し、各提出業者にその結果を通知する。なお、選定委員会が一定の基準に達しないと判断した場合、全ての企画を採用しないことがある。
- (2) 選定委員会において、審査基準に基づき、妥当性などの優劣を審査する。
- (3) 選定結果に異議申立ては一切認めないものとする。
- (4) 業務の実施にあたっては、4市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

7 業務の委託

鹿児島県四地区観光連絡協議会で選定された企画書の提出者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する。（随意契約）

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時等
(1) 告示	令和8年5月29日（金）
(2) 質問受付期限	令和8年6月2日（火）正午
(3) 質問回答	令和8年6月5日（金）（予定）
(4) 参加申込書提出期限	令和8年6月9日（火）正午
(5) 参加資格決定通知	令和8年6月11日（木）（予定）
(6) 企画書提出期限	令和8年6月17日（水）午後4時30分
(7) 選定結果通知	令和8年6月24日（水）（予定）

## 9 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

質問内容を質問書（様式6）に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

### (2) 質問受付期限

令和8年6月2日（火）正午まで（期限厳守）

### (3) 質問先

メールアドレス：kan-suishin@city.kagoshima.lg.jp

### (4) 質問回答

電子メールでの質問への回答は、仕様書等の追補とみなし、質問内容とその回答を令和8年6月5日（金）までに、質問者に電子メールで回答したうえで、鹿児島市ホームページに掲載する予定である。

## 10 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積書において「3 予算規模（契約上限額）」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島県四地区連絡協議会は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) 選定された企画提案書の企画提案をそのまま採用とするわけではない。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 審査書類提出から契約締結までの間に、参加資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (9) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島県四地区連絡協議会が認めた場合は、失格とする。